一般財団法人霞ヶ浦成人病研究事業団

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間：令和８年　11月　1日～令和13年　10月　31日までの　5年間

2．当事業団の課題

・当社は、既に職員の 8 割を女性が占め活躍しているが、女性職員比率に比べて、女性の管理職比率が低い。

3．内容

目標：計画期間中に管理職に占める女性職員の割合を10%以上とする。

＜対策＞

●令和　8年　11月～　各部署で上司が職員の育成計画を作成し、職員に共有する。

●令和　9年　4月～　男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。

●令和 10年　4月～　管理職候補となる男女職員に対して管理職育成研修を実施する。

●令和 10年　4月～　新しい評価基準について試行開始する。

●令和 11年　4月～　新しい評価基準に基づく評価を導入する。